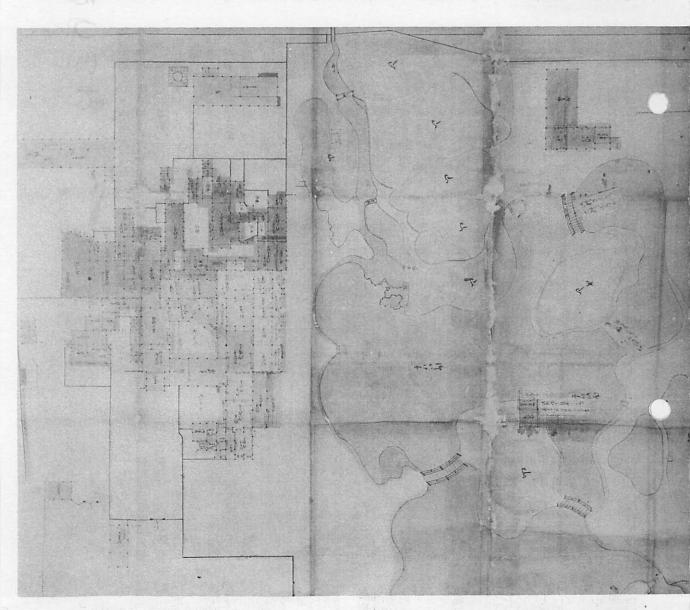
INCOMPOSITION FOR CONTROLLE CONTROLL

鄉土館案內

第3号

昭和59年9月30日





松平家は、別邸として 村用した。 未年から享保期と推定 される。

御対面所

する場として、森家二が他藩の使者等に謁見

「御対面所」は、藩主

のである。

代藩主長継が築いたも

衆 楽 園に

偕楽園ト市街ノ中間ニ峙立シ

関・建物等の様子を知ることが 年刊)により、広大な敷地・庭 造られていたことは、あまり知 広大な建物が、江戸時代末期に て西側に「西御殿」と呼ばれた 年(一九二五)まで「津山公園 八年 (一八八五) から大正一四 八七二)から「偕楽園」、同一 である。しかし、明治五年(一 ばれていたことは周知のとおり が、江戸時代「御対面所」と呼 津山温知会誌』第九編(大正六 記した背籍は少なく、僅かに「 られていない。これらについて と称されていたことや、隣接し 津山市山北にある「衆楽園」

文ではあるが、興味深い事柄が 村より岡山県に対し、「衆楽園」 記されているので次に記す。 の払下願が提出されている。長 さて、明治一五年八月、山北

名ツクル所ニ御座侯テ其敷地 者ハ森氏松平氏共ニ他藩主或 主森内記殿ノ創造ニ係リ別荘 ル耕地中ニアリテ寛文年中国 右偕楽園ノ儀ハ本村ノ中央ナ ハ使者に応接アルノ故を以テ / 地ニシテ御対面所ト称スル **偕楽園地御下附願**(控)

為卜每々御噂有之由偶々御入 守殿ハ下情ニ通セラレ侯方ニ 県へ引継相成候処同県ニテモ 津山藩へ被引渡其廃藩後北条 旧知事家封土奉還ニ付右関地 起返トシテ村方へ差戻サレ残 **敷地反別貮町壱反髙三拾石余** 御代ヨリ漸ク園地御取縮ニテ ル等ノ事モ御座侯次第ニテ其 ヲ見請ラレ手親ラ植直サレタ ヲ何心ナク抜キ其侭ニ過行候 園ノ際先供ノ輩沿道ノ禾一茎 ル游園ヲ設ケ置クハ上下ノ不 テ貴重ナル田地ヲ潰シ広大ナ 旧御保存ノ処明和中松平越後 森氏国除後松平氏ニ於テモ依 成ハ生地同様支弁シ元禄十年 ニ取揚ラレタル高三拾八石余 保存方無之故歟緑故ヲ以テ知 ハ石余存在ノ処去ル明治二年 ノ正租ハ免除相成候得共小物

場合津山城取毀タレ該城山 無之義ニ候得共参游人モ無フ 所ヲ以テ偕楽園ニ御定ニ相成 偕楽園設置ノ御特令アリテ隊 出来候場合明治五年壬申衆府 事家へ被相戻彼是園地手入モ 難有御趣意ニ付経覧人有之ト ハ仮令官有地ニ相成候共選隊 - 又北条県へ差出サレ右対面

弁スル高懸米拾貮石余ニテ村 地ニ相成毎歳右敷地ニ対シ支 家ニ於テ再三下戻願書被差出 ヲ営候者ナク到底保存難相成 野ノ状ヲ成シ居候モ敢テ修理 院ニ充ラレ侯程之義ニ御座侯 来観スル者ナク就テ北条県治 地ニ游フ者アルモ偕楽園ニハ 遠近ノ眺望モ宜シキョリ彼 町南新座等不用之道筋開墾之 高下北町及小田中村之内城代 民ノ困難ハ美作中無比ト称シ 已降人民持地高貮百拾石余漕 願之義被相止候儀ニ御座候然 起返免入地トアルノミニテ明 候処先般中私有ノ確証無之テ ニ至テハ蓁莽跡ヲ埋メ恰モ原 其後四年間ハ人跡相絶へ自今 中ハ師範学校ニ相用ラレ同士 被差戻候先例加之前背高懸多 不用地出来候得ハ直ニ村方へ 来侯羲ニテ既ニ御対面所ノ内 ル処本村ノ儀ハ津山市街士庶 了仕候因テ御同家ニ於テハ前 面所御取揚地云々及御対面所 所有無之義ハ別紙免定ニ御対 知仕候勿論御同家ニ於テ地解 ニ付去明治十一年已来旧知事 分償費之処ョリ往年元本村磨 ハ御詮議難相成御指令ノ趣承 ノ宅地モ過半元高内ニテ慶長 一年コレラ病流行ノ節ハ避病

> 於テモ年久敷監守人数名ヲ闍 下度此段奉懇願侯也 納米概算鸖共相添差上候間筐 成下候上ハ旧情誼ヲ以テ相当 **義ト奉存候間願之通御下戻被** 相願候段者村方ニ於テモ難止 保存被致候康ヲ以テ御下附被 成下候様仕度勿論旧知事家ニ 緒ヲ以テ何卒村方へ御下附被 風折出来迚テモ修理ヲ営保存 ケ屋根壁共大破ニ相成樹木モ 名無実ノ土地ニ相成剰本月五 モ最早荒廃数年ニ及ヒ全ク有 在候義ニ御座候該偕楽園ノ義 藩主ニ於テモ深ク御心慮被為 被下来候総テ右困難之義ハ旧 シテ合計米壱石五斗九升壱合 **卜御取調之上地所御下附被成** 近傍景況見取図且潰地高懸弁 之目的無御座侯間旁先前ノ中 日夜暴風ニテ右園地之小建家 上該地税ヲ本村高懸リ助力ト 石園地元民有ノ確証及園地弁 **乙分配可致存念ニ御座候依之** 一棟吹倒本建家ハ六七歩倒掛

> > 武家聞伝記」によると

寛文九酉年三月北御屋敷御普

明治十五年八月十九日 岡山県下美作国西北条郡 山北村人民惣代 平尾恒肋

岡山県令髙崎五六殿御代理 同同 玉置茂七 大谷為吉

> 見当らない。岡山大学所蔵の『 実録」には築造に関する記録が 松平家・山北村よりの払下願に は、従来明暦年間(一六五五~ 森家関係資料のうち『森家先代 は寛文年間(一六六一~一六七 一) と記されている。数少ない 一六五七)と伝えられているが 御対面所」の築造について 岡山県少書記官高津暉殿 (『津山松平藩文書』)

とあるが『御対面所』と断定

できない。今後の調査による。

がない)を巡らしており、敷地 る。一枚は縦二四二、横二一三 り得る図面が、郷土館に二枚あ の絵図面を「第一図」とする。 建物が描かれている。 の中央東約半分に廻遊式庭園と 内土手酸(南側の内土手には藪 に大溝、これを挟んで外土手・ いう広大な敷地であった。周囲 七七、五六三・二平方よ)と 六片)、二三、五〇四坪(約 東西一四二間(約二五五・六片 ・五々シャと大きいものである。 御対面所」の規模について)、南北一六二間(約二九一・ 規模・建物・景観等をよく知

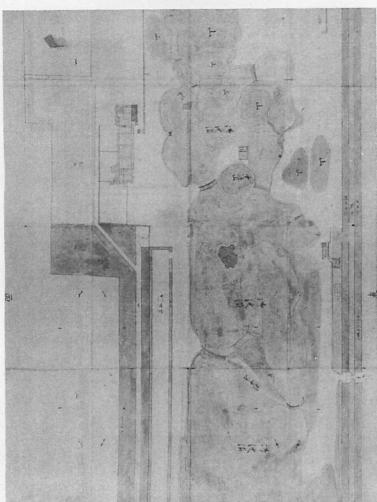
第一図の作製年代は不明であるが、「拾五年御番所」と記した小建物がある。これを元禄一た中建物がある。これを元禄一五年(一七〇二)あるいは、享年一五年(一七〇二)あるいは、享年のと推定すると、建物の大改築が行われた享保一九年までの絵図が森家二代藩主長継によって築かれた「御対面所」の全容をほぼ示したものと思われる。第一図の西半分には全く何も

に利用されておらず、当時どのように利用されていたか不明である。 明和七年(一七七〇)松平藩 明和七年(一八三一) りの払下願によると反別二町一 反とある。第一図の総反別に町一 反とある。第一図の総反別は七 町八段三畝一四歩であった。天 町八段三畝一四歩であった。天 大百所絵図」(以下「第二図」 とする)によると、北側の東西 とする)によると、北側の東西

> じ広さとなっている。 五間、南北一六二間で、第一図

庭園について

全体の景観は、若干の変化がみられる。寛保三年(一七四三)
みられる。寛保三年(一七四三)
堀の普請が行われた。第一図では、堀中央部に地続きが大きく
は、堀中央部に地続きが大きく
っている。現在北東の隅は樹木



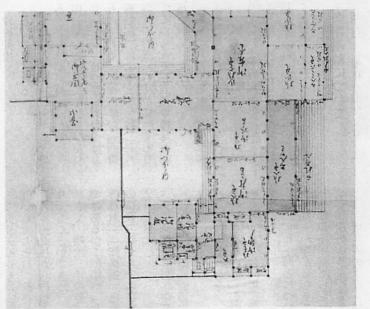
御対面所絵図「第2図」天保3年(部分)

・二図共に矢場であった。明治 ・二図共に矢場であった。明治 三年(一八七○)この地で「曲 三年(一八七○)この地で「曲 水の宴」が催されるに際して、 水路が、新たに設けられたと考 たられる。

第一図に描かれている主建物建物類について

畳の玄関から一二・二四畳の二は大規模なものであった。一八

間を入ると庭園に面した主座敷 置)・御次の間(一八畳)・舞 台(二七畳)とその他大小様々 ら(二七畳)とその他大小様々 の部屋があった。享保一九年の 大改築により七~八割余の部屋 が取り払われ第二図のように主 を敷と、それに小部屋が附属し で残り、跡地は畑地となってい で残り、跡地は畑地となってい が現在の「余芳閣」のもとで、 が現在の「余芳閣」のもとで、



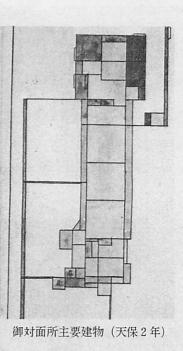
御対面所主要建物 (部分) 改築前

入封まもない時期には時折ここ見の場であったろう。松平氏は

で面謁しているが、全般的には

「別邸」として私的に利用して

おり、他藩の使者への面謁はも



る。 折この部屋で酒宴が催されてい

ては後述する。 れることとなるが、これについ の寄附により、ようやく改築さ 物語っている。 らの払下願が、 同一五年には大風により大きな コレラ病の避病院に利用され、 た時、 管理が北条県から岡山県に移っ 使われていない。後年つけられ 政期から明治一八年頃まで全く 修繕意欲はなく、前記山北村か 損害を受けた。岡山県には全く がる建物が師範学校に使われた。 た名称である。廃藩後 「余芳閣」という名称は、 明治一二年(一八七九) 「余芳閣」とそれにつな 「偕楽園」と改称され、 同一八年松平家 その状況をよく 「御対面

と称する建物も明治一五年に全次に、「清涼軒」「風月軒」

「早鳥山」 つい書がは、東西後年名付けられた。 壊、同一八年の改築で、名称も

されている。第二図では、 使用されている。 次の間(七畳半と土間)が記さ 郷茶屋(六畳)」に隣接して御 手藪際の南北ほぼ中央に位置し ある。もう一棟は、 間に北・東側に半間のぬれ縁が 四畳)・御次の間(八畳) 二間・南北三間で、 茶屋」と称され、 れている。江戸末期には「田舎 で「在郷御茶屋」と第一図に記 ており、東西二間・南北二間半 「中嶋山」の小建物は、 酒宴の場にも 東側の内土 御座の間 0 東西

本来は他藩の使者に対する謁「御対面所」の利用について

物・厩・番所なども第一図に見

その他では、矢場に附属の建

えるが略す。

では、 でいるが、建物が縮少後は全く でいるが、建物が縮少後は全く でいるが、建物が縮少後は全く でいるが、建物が縮少後は全く でいるが、建物が縮少後は全く でいるが、建物が縮少後は全く

藻』として蔵版刊行されている。とあり、これは珍らしい例でとあり、これは珍らしい例である。また、明治三年の「曲水ある。また、明治三年の「曲水ある。また、明治三年の「曲水ある。また、明治三年の「曲水の宴」として蔵版刊である。

「西御殿」について

納戸日記』に
・ 大保藩主齊孝は、天保二年(
・ 大代藩主齊孝は、天保二年(
・ 大保証・ 一〇月五

段被仰出段被仰出

で この地は元来「御対面所」で この地は元来「御対面所」で おったものが、前記のとおり明 あったものが、前記のとおり明 おのである。天保四年の『西御 ものである。天保四年の『西御 ものである。天保四年の『西御 と記されている。

行なわれていない。天保七年

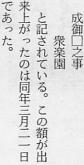
八三六)七月二四日

御対面所於御庭籾山村之者盆

同九年齊孝死後は、松尾家にく田地化した。

明治二年藩籍奉還により、保存運動について

のは翌三年からで『御家務日記 ではあるがこの地が「北園」と り知ることができる。 また、山北村からの払下願によ その後北条県から岡山県へと引 御対面所」が津山藩へ引渡され 正月七日に 継がれたことは、 さて、明治二年の暮、 成御口之事 江左之文字御額面御出来可相 御染筆御用ニ付(中略)北園 衆楽園 「衆楽園」と称される 前述しており 短期間



と、同一一年から起きており 『 と、同一一年から起きており 『 と、同一一年から起きており 『



西御殿(部分)文久3年

申中偕楽園御設ニ付可差出之 地之儀ハ元私儀所有地之処千 御転換相成候哉ニ伝承候右園 有之偕楽園ヲ被廃元城郭地ニ 汲取御下渡被成下度此段奉願 成候ハゝ何卒前書情実之儀御 旨御沙汰ニ依テ庶務課へ引渡 今般美作国西北条郡山北村 (中略) 然ル処此度御不用相

うである。以後、度々この種の 返却されるものと考えていたよ して利用する旨により県に差出 った場所を「衆庶偕楽」の地と 平家では、もともと私有地であ されたものである。この時期松 を代理として、岡山県令宛に出 払下願が出された。明治一五年 したもので、不用となれば当然 二月八日同日記には、 松平家から、旧藩士平井真澄

付(以下略) 共啻ゝ荒蕪ト成リ果無詮事ニ 願(中略)示来何等ノ御指令 明治十一年六月以後再三之出 モ無御座失望今日ニ至リ候得

願では私有権に触れていない。 を得た。このため、以後の払下 証無之上ハ難及詮議」との回答 月一〇日「書面願之趣私有ノ確 がないままであったが、同年六 県の回答後松平家では、再度 とあるように、県からの回答



衆楽園の近影 (部分)

岡山公園が低価で池田家に払下 同日付の「美作国西北条郡偕楽 また、山北村からは前記のとお げられた例を上げている。この の中で「全く一己ニ私益ヲ占ム 園低價御払下ケ願」を提出、 士たちからも岡山県に提出され、 ような願いは、津山在住の旧藩 ル心底」はもとよりなく、また、 ح りである。 同一六年には、

望しており、これが県に受入ら 偕楽」の公園たることを最も希 半する旨の協議が松平家と山北 益は微々たるものであり「衆庶 村でされているが、園地を開墾 田地化した場合、その収益を折 し樹木泉石を破壊してみても収 払下げられ、

> 当者から暗に示唆され、松平家 も、払下げられたものでなく、 れたのが翌一七年であった。尤 務日記』に次のように記してある。 が了承したためであった。 整備保存管理費の寄附を県の担 同年二月二二日付『津山御家 園地御保存寄附願

之名園ニシテ衆庶偕楽之地タ 園之儀ハ数百年来当国中無比 附致候条何卒御保存相成度此 候依之別紙米金仕訳書之通寄 憾之至二付漸次修繕相成年来 泉石破壊致候儀ハ寞々愛惜遺 年荒蕪ト成リ果此侭ニテ樹木 レバ賛言ヲ竢サル儀然ルニ追 美作国西北条郡山北村字衆楽 段図面相添奉願候也 之偕楽地ニ復シ度至情ニ御座 之状景ヲ換回シ永ク保存公衆

は二百円で、この内一八七円五 明治一七年二月廿二日 保存・修繕等のための寄附金 岡山縣少書記官高津暉殿 岡山縣令高崎五六殿代理 松平康民代理 美作国西北条郡田町 平井真澄印

茶屋二ケ所を元の場所に建替 庭園の掃除・樹木摘込 土橋五ケ所の取替

> 払い、相応の建物を新築 園内入口二ケ所に土手を新築 仮避病院に使用した建物を取

された。 年米二〇俵を寄附し、年々の手 から名称が「津山公園」と改称 たことは想像できる。同一八年 理は有志の内より撰ぶこととし たは明治初期の状景に復元され 入・保存をすること、日常の管 ている。これにより、藩政期ま に充てられた。また別に、毎

平家では次のとおり協議してい 管された。この折、津山町と松 同公園が岡山県より津山町に移 大正一四年 (一九二五) 四月

明治一八年来の寄附米を中止 段一畝二一歩を寄附 替りとして公園附近の土地五 土地を返却の事 は、松平家に無償で寄附した 廃園または、売却譲渡の場合

る。「せっかくの名園が……」 と人々に惜しまれないことを祈 にもとづき改築されたものであ 旧名の「衆楽園」と改称された。 る建物は、昭和五一年に第一図 念して擱筆する。 今日「余芳閣」と呼ばれてい 津山町に移管された公園は、

弥

らないとよく言わ 遺跡を発掘調査し の理由もある。 それにはそれだけ ことではあるが、 れる。もっともな が問題なのか分か りが並んで結局何 報告書を読んだ人 遍的に発見される 遺物は土器片であ て、ふつう最も普 遺跡の発掘調査 土器出現以降の 土器の図ばか 互の検討によって、その仮説は 廃棄を考えさせる一括出土品相

かけらの土

細な変化をよく表 のであるため、微 の土器を丹念に観 出する。遺跡出土 出して製作するも ある粘土をひねり 在するようにみえ には変化原理が存 察すると一連の変 化がみられ、そこ 土器から 可塑的素材で

考えられる場合も多い。 れ、それが時間の推移を示すと ると、一連の変遷過程が推測さ 出土層序の検討、同時使用・ 同類を一くくりに並びたて

年体系が確立されてゆく。 客観的裏付けが得られ、土器編 られ学術資料の基礎となる。 ない遺跡にはめてむことによっ いほど精致なものとなっている。 の編年体系は、世界に類をみな い、日本の縄文土器や弥生土器 て、遺跡には時間的秩序が与え 点から 近年の行政調査とい この土器編年を、年代記述の こういった方法を型式学とい

びただしい数の資料を輩出し、 というタテ軸の土器観はそれを うにみえる。 のそれに押し広がりつつあるよ 基礎として広がりというョコ軸 めているが、反面多方面の土器 た混乱の状況に考古学をおとし 資料の濫乱というかってなかっ 資料が並びいでて、従来の時間 線へ う無差別発掘は、お

一特殊器台型土器」の分布と

った諸特性を生かし揺籃期の津 力仮説の代表である。 論は、土器論の本質にせまる有 「吉備」の原像把握といった議 ここでは、土器のもつこうい

あり方からさぐってみたい。 する社会にどのように対応して 山の人々が、めまぐるしく変化 いったのかを、弥生後期土器の 挿図土器の所属時期

製作されたものであることはま

図四 図一、 図 後Ⅱ期 後」期 後Ⅳ期 後期五区分に従う。 I~Nは、大田十 一社遺跡土器編年 後期後葉 後期前葉 後期初頭

表わしている。 があったと考えられるが、ほぼ 生活の上では非常に緊密な関係 である。両遺跡は、三〇〇メー 状貯蔵穴PE七号出土の長頸壷 居址出土の長頸壷。二は、大田 の差 この二点は、その相違を端的に きな特色の相違が認められる。 同時期の土器群にはそれぞれ大 トルほどの距離に位置し、日常 十二社遺跡(現北陵中学校)袋 「クビ」 図ーーーは、沼E遺 跡第一次調査一号住

三条の凹線文を巡らし、土管状 一の壷は、肥厚した口縁部に Ш 津

図1 | 1. 沼E遺跡第1次調查1号住居址出土、未公表資料

7出土 大田十二社遺跡袋状貯蔵穴PE 2. より当時出土遺構を確定できず、 告書には図示していない。

3.4. 岡山市百間川遺跡出土

Ш

岡

中心に一大土器分布圏を形づく でかきなで、ヘラ先でラセン状 の長い頸部にタテ方向に板小口 る上東式土器の先駆的特徴を示 域を中心とする土器伝統の中で 整形上も酷似し、これが備前地 間川遺跡出土の長頸壷と形態、 しており、三にあげた岡山市百 に沈線をめぐらすという県南を

ある。両者に示される土器群の の出自推定は類例がなく現状で 長頸壷の系譜に連なる可能性も は困難であるが、究極は畿内の 伝統に属するものである。直接 とは形態・整形上大いに異る に対応する土器ではあるが、 一方二は、長頸壷という点で 即伝統の相異といえる。

ちがいない。

五の口縁部の

せる。しかし 印象をいだか 作したという 係のものが製

器の特色を示

万の九重式土 特徴は山陰地

山

面に櫛状工具

を呈する直立 し、二重口緑

津

した口縁部外

緑文をめぐら による平行沈

沼京免遺跡 199号住居址出土 鳥取県東伯町三保遺跡出土

している。

とみることが

上がったもの した結果出来

鳥

できるであろ

図2

外面をキザミを入れた羽子板状

る。)一七の土器と

った半分想像図であ

欠PE五五出土の甕形土器。 胴

十二社遺跡袋状貯蔵

統が分割統合

取

一つの土器伝

五の土器は、

料。確実に一家族所有の土器で 災住居の床面に残された一括資 九号住居址出土の壷二点で、火 中から 沼の京免遺跡一九

焼け跡の

図一五、

わめて近い関 統の内で理解できるもので、き 形上の特徴はほぼ同一の土器伝 口縁部を除く両者の形態・整

> う例に呈示したものである。も ろこれ一点しかないために代表 の強いものであるが、全形が復 吉方面)からの搬入品の可能件 っともこれは山陰地方(特に倉 並ぶ甕も同様な傾向を示すとい 住居址出土の一括遺物で、壷に 元できる適当なものは今のとて

図三ー八も京免遺跡一九九号

かる。 生産されたとみられるものが多 田十二社遺跡や京免遺跡で多量 のが大多数であったとみられる。 に発見されており、確実に在地 させた。この種の甕破片は、 製作されたものであることがわ な土器伝統にどっぷりつかって ば八に代表される土器が山陰的 の土器で、これとの比較をすれ 九は鳥取県東伯町三保遺跡出土 復元形も八に似た器形のも

明らかであるということである。 甕としてはやや新らしい部類に されていたことは明らかである。 ることもあって、共存して使用 なっていないが、共時発見され 両者の統合形態はまだ明らかと ものとみなされがちであった。 と九は全く時期のかけはなれた な変化がないため古くみられ八 おける二局面を構成することが いう土器形式上の時期区分内に 人るものであるということ、両 言するならば、九はこの種の ここで誤解を受けないために 一〇は、この期の「在地的鞭 後一期の土器とあまり大き 大田十二社遺跡2式期と 図四ー一一は、大田

> ている。一三、一四は、 の用具でタタキしめた痕跡をそ →一一の系統につらなることは 土のもので、一一は一三→一五 六は兵庫県姫路市の長越遊跡出 の若江北遺跡出土品、 発する甄形土器の諸特徴をもっ のままとどめる畿内第五様式に 五、 大阪府

質の手法によるタタキ成形土器 とであるが、一七は在地土器と 見くらべてみるとよくわかるこ 残しているのである。これなど に取り付いており、また内面に いえる器形で、その口縁部が異 在地的な荒いヘラ削り痕を 誰がみても二土器伝統の融

る荒いヘラ削りのま あるが、一一は美作 刷毛仕上げが一般で 明瞭である。ただこ そのことを明瞭に示 示している。 さらに 在地で作られた外来 ま仕上げられており の土器によくみられ 時期まではナデ及び 面の仕上げは、畿内 の種の甕形土器の内 系土器であることを ・播磨のものはこの 津 Ш

られるものである。 五出土のもので補な 田十二社遺跡PEF 見あたらず下半は搬 これは、津山市綾部 すのは一二の土器で 入品とみられるが大 穴田遺跡出土と伝え (実物は上半部しか 鳥 取

図3 8. 沼京免遺跡 199号住居址出土

- 9. 鳥取県東伯町三保遺跡出土
- 10. 久米町米家山遺跡群落山遺跡出土

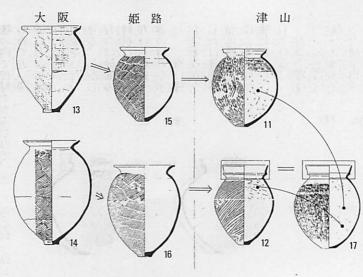
期のものにも認められるという 現象が、大田十二社遺跡、 なる地域は ことであり、 穴田遺跡出土と伝えられる後Ⅳ 方が中国山地北半 その相違は対象と 綾部

合形態を示すとみるだろう。

後里期でみたのと同じような 部 方面にあるということである。 の弥生時代後期の土器は、外来 重要なのは全般として津山盆地 単純化して説明してきたが、 としてみれば 人と人の関係 他方が畿内から播磨、 以上わずかな 資料のみ呈示 但馬

すれば、そのきずなは、

系譜意



11.17.大田十二社遺跡袋状貯蔵穴PE55出土 図4 綾部穴田遺跡出土(下半大田十二社PE55出土品) 12.

13.14.大阪市若江北遺跡出土

15.16. 姫路市長越遺跡出土

うにみられる。

象的なことである。 中期弥生土器の静的構造とは対 存立の規定要因を形成しており 美作」の土器は、 「吉備」

要素による変容が激しく、その

2001/2001/2001/2001/2001/2001/200

がそれにもまして強く反映して れがちであるが、実際には の残景と常識的にはよく考えら 底を暗示するものでもある。 とはいえ、 いるとみられる場合が多い。 本海側ないしは東部地域の伝統 な外来要素の一つにすぎず、日 ら相当突込んだ議論も可能なよ 特性からみれば、生活文化の基 化要素の一つにあらわれた現象 従って、その土器のあり方か それは単に日常土器という文 の土器伝統の影響も多系的 土器のもつ土着的な 子

たのは、 の動きに伴った活動であったと 多い。一般的背景として階層化 との交易は親縁関係に基づくし 部世界への拡大志向であろう。 をおいて他にはなく、 的な流入融合現象を引きおこし 的関係としてあらわれることが をなしたのは、 クをはみだした土器伝統の多系 このような従来の地域性のワ 原始社会にあっては、異社会 日常レベルの人的交流 階層化に伴う外 その背景

> える。 縁組織を基軸とした社会上の再 この時期の墓制のあり方は、血 識の強化につながるものであり、 編過程を物語っているようにみ

えるものである。 変換地帯における新たな動向は な分節構造をもつものであって、 縁部に変換地帯を生みだすよう 常土器にみるかぎり少くとも外 領域を示しているとしても、 社会変換をせまる契機ともなり 地域性を越えた前方後円墳の 特殊器台の分布が「吉備」 日 0

出現に示されるような新たな社

実測表示部位 外面 内面及び断面 各部略称 口縁部 頸部 タキ目 胴部 ラ削り 刷毛目 底部 • 成形·調整表示

われる。 大いにありえたことのように思 はらんでいたということはまた 変換地帯の動向は重要な要因を 会秩序が生みだされてくる上で (中山俊紀)